

愛知医科大学加齢医科学研究所ブレインバンク 試料・情報配布要領

（目的）

第1条 本要領は、愛知医科大学加齢医科学研究所ブレインバンク（以下、「AMUUBB」という。）内規に基づき、AMUUBB で管理する試料・情報の配布が適切に行われることを目的として定める。

（対象）

第2条

- (1) 本要領で対象となる試料・情報は、AMUUBB において保管・管理している試料・情報のみとする。
- (2) 本要領に定める配布申請を行うことができる者は、学内の研究員もしくは共同研究契約・検体提供契約を締結した外部機関の研究者とする。

（配布申請）

第3条

- (1) AMUUBB で管理している試料・情報を利用して臨床研究を行おうとする者（以下「利用者」という。）は、AMUUBB 長に AMUUBB 検体に関する研究計画申請書兼配布申込書（以下「計画書」という。）を提出する。
- (2) AMUUBB 長は前項に掲げる計画書のほか、必要と認められる資料の提出を求めることができる。

（受付）

第4条 AMUUBB 長は提出された計画書について必要事項の確認を行い、計画書を受理する。前項により受理した計画書に不備があった場合には、これを不受理とする。

（研究審査）

第5条

- (1) AMUUBB 長は、前条により受理した計画書の内容を愛知医科大学医学研究倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）へ送付し、科学的及び医学的な見地から妥当であるかどうかの審査に付す。
- (2) AMUUBB 長は、提出された計画書を倫理委員会の審査結果を踏まえて試料・情報配布の承認・不承認を決定し、利用者に通知する。（ただし、倫理委員会の審査結果が出ていない場合には、倫理委員会で承認されることを条件として試料配布の承認を決定することができる。）

(試料・情報配布)

第 6 条

- (1) 試料・情報の提供と利用は無料とする。ただし、試料と情報の精製・準備に係る手数料は適宜請求できるものとする。
- (2) 原則、試料・情報の配布にかかる送料等の実費は利用者の負担とする。
- (3) 試料・情報の追加配布を希望する利用者は、理由を添えて追加試料・情報配布申込書をその都度提出しなければならない。

(研究結果の報告)

第 7 条

- (1) 試料・情報の提供を受けた利用者は研究終了後速やかに、AMUBB 長に研究実施報告書を提出しなければならない。
- (2) 配布した試料・情報により実施した研究の成果を表す場合には、その論文等に AMUBB から配布された試料・情報を利用したことを記載することとする。

(違反処理)

第 8 条 申請内容と異なる研究を実施するなどの違反が認められた場合、AMUBB 長は、書面による再発防止策の提出を求めるとともに提供した試料・情報の返還請求を行うことができる。また、以後の試料・情報提供の停止などを行うことができる。

(試料・情報の廃棄)

第 9 条 試料・情報の提供を受けた利用者は研究終了後速やかに、配布された試料・情報の残余分と付帯する情報の全てを処分するものとし、処分後は AMUBB 長に対しその旨の報告を行わなければならない。

(知的財産権)

第 10 条 AMUBB 室から配布された試料・情報を利用した研究に係る知的財産権は、本学における知的財産の取扱いに基づくものとする。ただし、外部の研究機関との共同研究の場合には、当事者間の契約によるものとする。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 8 日から施行する。